

○かすみがうら市章の取扱要領

平成17年3月28日告示第2号

かすみがうら市章の取扱要領

(趣旨)

第1条 かすみがうら市章(以下「市章」という。)は、かすみがうら市を象徴する公のものであるため、この取扱いについては、この告示に定めるところによるものとする。

(市章)

第2条 市章の形状及び規格は、別表のとおりとする。

(市章の承認)

第3条 市章(変形等も含む。)は、市長の承認を受けなければ使用することができない。ただし、市の機関が市の事務又は事業において使用する場合はこの限りではない。

2 市章を使用しようとするものは、かすみがうら市章使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その使用目的等が次に掲げる条件を備えているかどうかを考慮し、承認又は不承認を決定する。

(1) 品位を損なわないものであること。

(2) 営利のために使用するものでないこと。

(3) 市の事業と混同されるおそれのないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

4 市長は、市章の使用の承認又は不承認を決定したときは、かすみがうら市章

使用承認通知書（様式第2号）又はかすみがうら市章使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認の消滅）

第4条 前条第4項の承認を受けたものは、次に掲げるいずれかに該当する日をもって消滅するものとする。

- （1） 使用期間が切れたとき。
- （2） 使用目的が消滅したとき。
- （3） 使用者（団体）が死亡又は解散したとき。

（承認の取消し）

第5条 市長は、次に掲げるいずれかに該当するものがあつたときは、承認を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- （2） 承認を受けた以後使用目的等以外に使用したとき。

（調査）

第6条 市長は、必要があると認めたときは、申請者に対して職員をして調査させることができる。

附 則

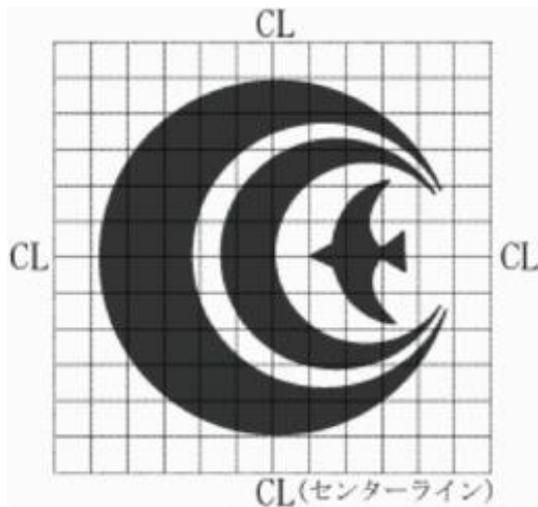
この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成24年11月26日告示第71号）

この告示は、平成24年11月26日から施行する。

別表（第2条関係）

かすみがうら市章



○ 作図基準

- ・ 市章を大きく使用するときのための割り出し図。
(グリッドスケール法)

○ 色指定

- ・ 特色の場合 (D I C 2 版2176)
- ・ 4色カラーの場合 (C75%+Y5%)

原則として上記色指定あるいはスミベタ (B L 100%)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

かすみがうら市長

住 所

氏 名

電 話

かすみがうら市章使用申請書

次のとおりかすみがうら市章を使用したいので、御承認ください。

- 1 使用目的
- 2 使用方法(添付できるものがあれば、添付すること。)
- 3 使用期間

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

かすみがうら市長

印

かすみがうら市章使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたかすみがうら市章の使用については、次のとおり承認します。

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 承認の条件

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

かすみがうら市長

印

かすみがうら市章使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたかすみがうら市章の使用については、次の理由により承認できません。

理由